



保連発 1017 第 1 号

令和 6 年 10 月 17 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長

(公 印 省 略)

オンライン資格確認等関係補助金等により取得した補助対象等財産に係る
財産処分の取扱いについて

医療提供体制設備整備交付金の実施については、「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について（令和 6 年 4 月 26 日保連発 0426 第 1 号）の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領」、「医療提供体制設備整備交付金の実施について」（令和 6 年 1 月 15 日保連発 0115 第 1 号）の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領（訪問看護ステーションのオンライン資格確認）」、「医療提供体制設備整備交付金の実施について」（令和 6 年 6 月 27 日保連発 0627 第 1 号）の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領（職域診療所のオンライン資格確認）」によるほか、「オンライン資格確認等関係補助金等により取得した補助対象等財産に係る財産処分の取扱いについて」（令和 4 年 11 月 1 日保連発 1101 第 1 号）（以下「財産処分取扱通知」という。）により行われているところであるが、今般、以下のとおり財産処分取扱通知を一部改正したので、通知する。

記

第 1 承認の手続

1 申請手続の原則

保険医療機関等（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 86 条第 1 項に規定する「保険医療機関等」をいう。）、訪問看護ステーション（健康保険法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）及び職域診療所（健康保険法（大正 11 年法律

第 70 号) 第 63 条第 3 項第 2 号又は第 3 号に規定する病院若しくは診療所又は薬局をいう。) が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める期間 (以下「法定耐用年数」という。) 内に社会保険診療報酬支払基金 (以下「支払基金」という。) が提供した顔認証付きカードリーダー及び交付した補助金に係る財産 (事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産) (以下「補助対象等財産」という。) の処分 (以下「財産処分」という。) を行う場合には、支払基金の理事長に別紙様式 1 の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

なお、支払基金の理事長の承認を受けて財産処分を完了したときは、完了から 1 ヶ月以内に、別紙様式 3 により支払基金の理事長に財産処分が完了した旨の報告を行う。

また、別紙様式 3 の財産処分完了報告書には財産処分の確認書類の添付が必要となるが、当該確認書類の添付ができない場合は、添付出来ない理由及び財産処分の承認通知に基づく財産処分を行ったことに相違ない旨を記載した申立書を添付すること。

(注 1) 財産処分の種類

譲渡：補助対象等財産の所有者の変更。

交換：補助対象等財産と他の保険医療機関等、訪問看護ステーション及び職域診療所の所有する他の財産との交換。

貸付：補助対象等財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

廃棄：補助対象等財産の使用を止め、廃棄処分をすること。

(注 2) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続が必要である。

(注 3) 法定耐用年数を経過した場合には、この通知で定める手続を要しない。

2 申請手続の特例

災害若しくは火災により使用できなくなった補助対象等財産の廃棄であって別紙様式 2 により支払基金の理事長への報告があったものについては、1 にかかわらず、支払基金の理事長の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。なお、第 1 の 1 の別紙様式 3 の提出は要しない。

第 2 支払基金への返納に関する承認の基準

1 保険医療機関等、訪問看護ステーション及び職域診療所（以下「医療機関等」という。）が行う財産処分

（１）支払基金への返納に関する条件を付さずに承認する場合

医療機関等が行う次の財産処分については、支払基金への返納に関する条件を付さずに承認するものとする。

① 第１の２に規定する財産処分

② 次の場合に該当する財産処分

ア 無償譲渡、無償貸付又は交換の後に他の医療機関等においてオンライン資格確認の実施に使用する場合

イ 医療機関等の施設等を整備するために、廃棄を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）

ウ 開設者の死亡又は病気、高齢等によりやむを得ず廃止（廃業）することとなった場合であって、かつ無償譲渡により他の医療機関等でのオンライン資格確認の実施に使用することも困難な場合における廃棄処分

（２）支払基金への返納に関する条件を付して承認する場合

上記以外の譲渡、交換、貸付及び廃棄については、支払基金への返納に関する条件を付して承認するものとする。

（３）再処分に関する条件を付す場合

① 再処分に関する条件を付す場合

1（１）②アの場合には、再処分に関する条件（残りの法定耐用年数を経過するまでの間は、支払基金の理事長の承認を受けないで当該補助対象等財産（交換の場合には、交換により得た補助対象等財産）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

② 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この通知に基づき取り扱う。この場合、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の目的のために財産処分前に使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

2 担保に供する処分（抵当権の設定）

次に掲げる担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分に係る返納金（以下「財産処分返納金」という。）を支払基金に返納させることを条件として承認するものとする。

- （1）補助金の対象となる財産（以下「補助財産」という。）を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われるもの
- （2）医療機関等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの

第3 財産処分返納金の額

1 支払基金への返納に関する条件を付された譲渡、交換、貸付及び廃棄

支払基金への返納に関する条件を付された譲渡、交換、貸付及び廃棄の財産処分返納金額は、顔認証付きカードリーダーの提供に要した費用相当額（減価償却（5年）に応じた残額）及び残存年数返納金額（処分する財産に係る補助金額に、当該財産の法定耐用年数に対する残存年数（法定耐用年数から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額をいう。）とする。

2 担保に関する処分

抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分返納金の額は、残存年数返納金額とする（抵当権が実行に移された際に納付）。

第4 財産処分申請の承認及び通知

支払基金は、第1の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、申請の内容が適正であるかどうか等を調査し、当該申請に係る財産処分を承認すべきものと認めたときは、速やかに別紙様式4により財産処分申請の承認を通知するものとする。

第5 財産処分返納金の納付通知

支払基金は、第1の財産処分の完了報告があったときは、報告内容を確認し、返納額を確定のうえ、完了報告者に対して別紙様式5の財産処分返納金納付通知書により通知をするものとする。

また、当該財産処分返納金納付通知書と合わせて納付書（払込用紙）も合わせて送付するものとする。

【参照】

「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（厚生労働省大臣官房
会計課長通知）